



Weekly 第187号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース(ダイジェスト版)をお届けします。今週号は2020(令和2)年12月28日(月)～21(令和3)年1月11日(月)までの約2週間です。計4枚。前号で収載できなかったニュースを追補しあります。詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。**赤字は重要ニュース**。推進協HPで過去分を読めます。

■コロナ回復者「理由なき受入れ拒否は認めない」厚労省連絡(12月25日)

新型コロナウイルス感染症が回復しても介護施設やショートステイを利用(再入所)できないケースがみられ、厚労省は「退院患者の介護施設における適切な受入れについて」(事務連絡)を都道府県などに発出し、改善を求めた。事業者は正当な理由なく利用を拒否できない。一方、こうした患者を受入れた場合、人員基準の配慮措置(定員を超過しても減算しないことなど)を活用できることを周知することを促した【厚労省最新情報 vol. 905、906】参照。

■1都3県知事が国に「緊急事態宣言」の発出を要請(1月2日)

東京都の小池百合子知事、神奈川県黒岩祐治知事、埼玉県の大野元裕知事、千葉県森田健作知事は、西村康稔経済再生相に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療提供体制が危機的状況にあるとして「緊急事態宣言」の速やかな発出を要請した。

■「既に医療崩壊」中川日医会長が指摘 国に早急対応求める(1月6日)

日本医師会の中川俊夫会長は記者会見で新型コロナウイルス感染症対策について「必要な時に医療を提供できない、適切な医療を受けることができず、既に医療崩壊だ」との認識を示し、政府に早急な対応を求めた。

■「高齢者施設で入院待機が生じている」厚労省の助言機関(1月6日)

厚労省の助言機関アドバイザリーボードは、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制が逼迫し、「入院調整が難しく、高齢者施設などではクラスター発生に伴い、施設内での待機を余儀なくされているケースが生じている」との認識を示した。

■緊急事態宣言を发出 1都3県対象 2月7日まで（1月7日）

菅義偉首相は政府の新型コロナウイルス対策本部で新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づいて「緊急事態宣言」を发出した。宣言のポイントは①期間・1月8日から2月7日まで（31日間）②地域・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県③事態の概要・肺炎の発生頻度が高いこと、医療提供体制が逼迫していること、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる一など。

■基本的対処方針を変更 理由なき時短拒否の店名を公表（1月7日）

政府の新型コロナウイルス対策本部は、緊急事態宣言を受けて「基本的対処方針」（昨年6月策定）を変更した。具体的な方針は以下の通り。

- ① 午後8時以降、住民の不要不急な外出の自粛を徹底する。
- ② 飲食店などに営業時間を午後8時までに短縮し、酒類の提供は午前11時から午後7時までとするよう要請する▽正当な理由がないにもかかわらず時短要請に応じない場合、特措法に基づいて指示し、拒否した場合には店名を公表する▽要請に応じた飲食店などに「協力金」（上限・月180万円まで）を支払う都道府県を（国が財政的に）支援する。
- ③ イベントは人数の上限や収容率などの要件を設定する。
- ④ 「出勤者7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、自転車通勤などを推進・推奨する。
- ⑤ 学校や保育所などに休校・休園は要請しない。
- ⑥ 宣言の解除は医療提供ひっ迫度などが「ステージ3」相当になっているかどうかなどを踏まえ、総合的に判断する。解除後、必要な対策は「ステージ2」相当以下になるまで継続する。

■時短要請に応じない飲食店の店名公表へ 政令を改正（1月7日）

政府は持ち回り閣議を開き、新型コロナウイルス対策の特措法45条（施設使用制限など）の政令改正を了承した。都道府県は正当な理由がないにもかかわらず時短要請に応じない飲食店などの店名を公表できるようになる。

■東京都が「緊急事態措置」8時以降の外出自粛など促す（1月7日）

東京都は「緊急事態措置」を決定した。夜8時以降、食料品買い出しや通院などを除く不要不急の外出を徹底して自粛するよう要請。また飲食店（カラオケ店など含む）などに営業時間を8時までに短縮するよう要望し、協力金は1日当たり6万円を支払う（上限180万円）。イベントについては上限5000人、収容率50%以下とするよう促している。

■介護サービス継続を要請 厚労省が事務連絡（1月7日）

緊急事態宣言を受けて厚労省は都道府県や指定市などに対し、「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」を発出し、協力を要請した。宣言発出後も介護事業者が介護サービスの継続的に提供するよう促す一方、同時に新型コロナ感染対応や経営支援措置などの参考案内を付記した【介護保険最新情報 vol. 908】参照。

■通常国会 1月18日召集、6月16日閉会（1月7日）

政府は通常国会の会期を「1月18日召集、6月16日閉会の150日間とすること」を衆参両院の議院運営委員会に伝えた。召集に合わせて今年度第3次補正予算案と来年度当初予算案を国会に提出する。

■入院拒否した感染患者に刑事罰 感染症法改正へ（1月8日）

政府は新型コロナウイルス感染症対策として感染症法を改正し、入院措置を拒否したり、医療機関から逃げ出したりした場合、刑法上の罰則（懲役または罰金）を科す方針。与党連絡会議で考えを示した。新型コロナ対策特別措置法改正案（特措法改正案）とともに通常国会に提案する。

■介護事業倒産 最多118件 ヘルパー不足などが影響（1月8日）

東京商工リサーチによると、介護事業者の2020年倒産件数は118件（前年より7件増加）で過去最多。「介護人材不足」「利用控え」「新型コロナ感染の影響」などを原因に挙げた。

■70歳以上雇用の企業3割超える 高年齢者雇用状況（1月8日）

厚労省の「令和2年高年齢者の雇用状況」（昨年6月1日現在、約16万4000社対象によると、65歳までの雇用確保措置のある企業は全体の99.9%（前年比0.1%増）、65歳以は33.4%（2.6%増）、70歳以上は31.5%（2.6%増）。

■クラスター最多は「医療・福祉施設」 東北大教授が集計（1月8日）

政府の新型コロナウイルス対策分科会が開かれ、東北大学の押谷仁教授は昨年12月以降に発生したクラスター（5人以上）の収集結果を提出した。全807件のうち最も多かったのは「医療・福祉施設」の361件。次いで「飲食関連」156件。以下、「教育施設」123件などの順。押谷教授は「医療・福祉施設の感染は地域に広がることは少ないが、飲食関係は拡大しやすく感染対策が非常に重要だ」と指摘した。

■「行き場」決まらない陽性者6737人 東京都（1月9日）

東京都によると、新型コロナウイルス検査で陽性と判断されても入院先や療養先が決まらない人が6737人に上っている。感染者急増による保健所の人出不足と医療機関の病床逼迫が原因という。

■大阪、京都、兵庫が「緊急事態宣言」の発出を要請（1月9日）

大阪府の吉村洋文知事、京都府の西脇隆俊知事、兵庫県の井戸敏三知事の3知事は、西村康稔経済再生相に3府県を対象として「緊急事態宣言」を発出するよう要請した。栃木県の福田富一知事、愛知県の大村秀章知事、岐阜県の古田肇知事も発出を要請する意向を示している。

■国内の死者4000人突破 12月以降急増（1月9日）

厚労省の集計によると、9日午後8時時点で新型コロナウイルス感染症による死者は4035人（クルーズ船の死者含む）で4000人台を突破した。昨年12月以降、激増している。

■3例目の変異ウイルスを確認 ブラジルからの入国者（1月10日）

厚労省によると、今月2日にブラジルから羽田空港に到着した男女4人から英国と南アフリカが見つかった新型コロナウイルス変異種とは異なる変異種を確認した。